

電気通信契約の 法的構成にかかると論 —解説

カライスコス アントニオス
京都大学大学院法学研究科准教授

2021年5月26日（水）

1 検討の意義

- 今後の立法や新たな問題への対応における意義
 - ⇒ EU法における状況との比較
- 日本法の体系性の維持における意義
 - ⇒ 一般法と特別法の関係や位置づけ
 - ⇒ 任意法規と強行法規の関係や位置づけ
- 日本法からの、世界への発信としての意義
 - ⇒ 比較法の対象としての日本法の在り方

2 検討の流れ

電気通信契約 ⇔ 運送契約



請負契約 ⇔ 電気通信契約



運送契約 ⇔ 請負契約



(視点の変更)



運送契約 ⇔ 寄託契約

運送契約 ⇔ 準委任契約

※ 運送人の責任軽減の理由

※ 対価の有無 (有償型 ⇔ 無償型 → 責任設定基準)

2 検討の軸

運送契約 ⇔ 請負契約

- 責任設定 + 免責の相違……手段債務性と結果債務性を念頭に
- 物的媒体とそうではない媒体
- 成功報酬制

運送契約 ⇔ 寄託契約

- 責任設定 + 免責の構造……手段債務性と結果債務性を念頭に
- 物の保管と情報の保管

運送契約 ⇔ 準委任契約

- 責任設定 + 免責の構造……手段債務性と結果債務性を念頭に
- 成功報酬制

2 検討の軸

運送人の責任軽減の理由

- 外部性 → 免責の余地を認めない方向性（請負契約等）
- 厳格責任と過失責任 → 運送契約の規律を及ぼす方向性
- ⇒ 限界費用、行為水準の変更

対価の有無（有償型 ⇔ 無償型）

- 請負契約 ⇔ 無償契約もありうる契約類型
- 責任設定 + 免責の範囲
- ⇒ 当事者の通常の意味による注意義務水準 ⇔ 法による注意義務水準
- ⇒ 専門家責任

※ 区別基準

- ◇ 主体との関係
- ◇ 客体との関係

3 有償性について—EU法における展開

デジタル・コンテンツ供給指令(EU)2019/770

- BtoC契約における消費者の救済手段
 - + 物品売買指令(EU)2019/771
- 「無償の」コンテンツやサービス供給における消費者の救済手段という問題
……消費者が個人データを提供した上で供給を受ける場合
 - ⇒ 「有償の」（=金銭等を支払った）場合の契約と同じ救済手段を有する
 - ※ ただし！個人データは「commodity」ではない
 - ※ また、適用除外あり：
 - ①事業者がコンテンツやサービスを供給するためのみに個人データを収集している場合、
 - ②事業者が法的要求事項を遵守するためのみに個人データを収集している場合、
 - ③消費者が、事業者と契約締結することなく、コンテンツやサービスへのアクセスを獲得するために広告に晒される場合